

新型コロナウイルス感染症関連情報（7月3日現在）

※8・9ページにも
関連情報を掲載しています

丁寧な手洗いや消毒で

身の回りを清潔にしましょう

健康づくり課

☎ 58・2838

同ウイルス感染症に関する

後期高齢者医療制度各種支援のお知らせ

市民保険課

☎ 89・2159

地域局市民福祉課 ☎ 73・2114

石けんやハンドソープで
丁寧な手洗いを

丁寧な手洗いで左の表のよう
に、十分にウイルスを除去
できます。外出先や帰宅時
など、感染予防のため手洗
いを心掛けましょう。



身近な物の消毒には
熱水や塩素系漂白剤、
一部の洗剤も有効です

手洗いの回数	残存ウイルス数	
なし	約100万個	
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	数百個
	2回 繰り返し 返す	数個



食器や箸などを
80℃の熱水に
10分間さらす



ハイターやブリーチ
などを濃度0.05%
に薄めて拭く



有効な界面活性剤が
含まれる家庭用洗剤
で消毒できます

※製品評価技術基盤機
構(NITE)のホーム
ページでは洗剤のリ
ストを確認できます



傷病手当金制度

給与などの支払いを受けている被保険者が同ウイルス感染症により仕事を
休み、十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

対象者（以下の①～④をすべて満たす方）

- ①後期高齢者医療制度に加入している
- ②同ウイルスに感染または感染が疑われる
- ③②の療養のため、労務に服することができない期間がある
- ④③の期間中、給与などの全部または一部が支給されない

支給額 1日当たりの支給額（※1） × 支給対象となる日数（※2）

※1 直近3カ月間の給与収入額 ÷ 直近3カ月間の労務日数 × 2/3

※2 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、
労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数

保険料の減免

同ウイルス感染症により収入減少が見込まれる方などの保険料が減免され
ます。

要件

世帯主などの事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和2年の
収入が令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること など

認定要件や申請方法などの詳細は、7月中旬、秋田県後期高齢者医療
広域連合から被保険者に送付されるリーフレットをご覧ください。お
問い合わせください。